

Title	海外遺伝資源に関する国内措置とその大学における対応体制構築について
Author(s)	鈴木, 睦昭; 鹿児島, 浩; 岡村, 夏紀
Citation	年次学術大会講演要旨集, 33: 189-192
Issue Date	2018-10-27
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/15627
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

1 G O 1

海外遺伝資源に関する国内措置とその大学における対応体制構築について

○鈴木睦昭, 鹿児島 浩, 岡村夏紀 (国立 遺伝学研究所) msuzuki@nig.ac.jp

はじめに

2017 年 8 月 20 日、我が国は生物多様性条約に 基づく遺伝資源（動物・植物・微生物）の提供 と利用 に関する国際ルールである名古屋議定書 の締約国となり、指針に基づく国内措置が開始 された。名古屋議定書ならびに国内指針を十分 理解・遵守して研究を進めないと、研究が無駄 になるだけでなく、国際的信用失墜や提供国か らの訴追などのリスクもある。本発表では、名古屋議定書国内発効に伴う 国内 措置に関して、その概要と特に学術分野の必要な取り組みについて述べる。

1. 生物多様性条約と名古屋議定書

ABS とは、遺伝資源へのアクセス（入手）とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 Access and Benefit-Sharing の略称の略称である。利益には金銭的（試料料金、前払い、ライセンス料など）、非金銭的（研究成果の共有、能力開発など）なのがあり、配分は MAT（相互に同意する条件）に基づくこととされている。

生物多様性条約は、ワシントン条約やラムサール条約などの限られた範囲の保護から、より広い生物多様性の保全のため、1992 年 5 月に採択され、1993 年 12 月 29 日に条約が発効された。条約の目的として、(1) 生物の多様性の保全、(2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用、(3) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分からなる。ABS と関係するのが目的(3)となる。現在、締約国としては、196 の国と地域からなり、EU を含み、米国は未締結である。

名古屋議定書は 2010 年、日本が議長国の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において採択された。2014 年 10 月 COP12 の会期中議定書が発効された。現在 107 の国と地域（2018 年 9 月時点）で締約国である。

もともと、生物多様性条約及びボンガイドラインにより、主に途上国である提供国から遺伝資源を提供国の事前の同意(PIC)及び相互同意条項(MAT)に基づき、主に先進国である利用国に移転し、利用者は研究・開発を行い、出た利益を相互合意条件に従い、利益配分を行い、提供者は生物多様性の保全・利用の財源や動機付けにその利益を生物多様性の保全のために利用する、サイクルが提唱されていた。

名古屋議定書では、このサイクルの好循環を目的として、提供国には、遺伝資源等の ABS に関する法規制の明確化を求め、国際的な情報交換センター(ABS クリアリングハウス ABSCH)に制定した ABS 規制の掲載、及び、PIC を与えた決定及び MAT 設定を証明する許可証情報の通報を求めた。利用国には、自国の利用者による提供国 ABS 規制の遵守、及び、利用モニタリング結果の情報を提供するチェックポイントの設置が義務付けられた。

すでに、名古屋議定書発効の 2014 年 10 月から、ABS クリアリングハウスの正式運営 (<https://absch.cbd.int/>)が開始され、政府からの情報として、ABS の各国窓口、権威のある当局、各国の法規制、国際遵守証明書(IRCC)、チェックポイント、利用国からの報告、実施報告書などが掲載されている。また、参照記録として、ライブラリー、能力開発活動、モデル条項・行動規範等、コミュニティーのルールがあり、さらに、条約事務局からの記録が記載されている。

現在、国際遵守証明書は 85 件（5 カ国：ガテマラ、インド、メキシコ、南アフリカ、スペイン）が掲載されており、日本からは、筑波大学のメキシコからのハヤトウリが掲載されている。

2. 国内措置（ABS 指針）とは

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成 29 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第 1 号。以下「指針」という。）については、平成 29 年 5 月 18 日付けで公布され、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（以下「議定書」という。）が我が国について効力を有する日（2017 年 8 月 20 日）から施行されることとなった。

2010 年 10 月の COP10 にて採択されたが、我が国は翌年 5 月に署名を行なった。議定書締結に向けた検討が始まった。関係省庁連絡会議等における関係省庁による検討が行われた。名古屋議定書に係る国

内措置検討のための懇談会が行われ、ついで、公開で、各方面の関係者による名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会が全 16 回開催された。あり方検討会にその後、関係業界との意見交換が開催された。学術関係では、学術団体、特に日本学術会議においては、早期批准について、また対応体制の充実を提言した。また、EU をはじめとする各国の法令について情報が収集された。その後 2016 年に担保措置案の各省合意が行われ、2017 年 5 月 10 日に国会にて承認され、5 月 22 日に国連本部に受託書が寄託され、名古屋議定書の締結となった。90 日後の 8 月 20 日に日本国内での名古屋議定書の発効となり、同時に名古屋議定書の国内措置である ABS 指針が開始された。

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置に関する指針（以下、ASB 指針）は、遺伝資源等の適正な利用を推進する措置であり、遺伝資源の利用実態を踏まえた明確・簡素・現実的な措置である。

ABS 指針は、まず、利用国としての措置として、遺伝資源の適法取得の報告、適法取得の国内外への周知、モニタリング、提供国法令違反の申し立ての協力がある。さらに、提供国としての措置は、開始時において我が国の事前の同意は必要としない。ABS に関する奨励として、公正かつ衡平となる契約、保全に当てるように努めること、情報共有規定を含めること、また、契約条項のひな形、行動規範、指針及び最良の実例または基準を作成するよう努めるとなっている。

利用国措置の主な流れは、遺伝資源の適法取得情報を確認し国内外に周知することである。それには、報告書の義務を果たす提供国から、遺伝資源を適法に取得したものはその旨を報告する。その際、ABS クリアリングハウスに掲載されたものは報告の義務があり、6 ヶ月以内に報告を行う。また、任意でも報告が可能である。取得の報告から概ね 5 年後、環境大臣が利用状況の報告を要請する。環境大臣は、遺伝資源の適法取得と利用に関する情報を ABS クリアリングハウス及び国内の情報共有サイトに公開し適法に取得した旨を周知する。

また、申し立ての制度があり、ABS クリアリングハウスに掲載の法令の範囲で、なおかつ、名古屋議定書締約国からの政府からの、違法取得についての申し立てに関して、協力を行うこととなっている。

遺伝資源及び関連する伝統的知識の適用範囲、として、名古屋議定書の適用範囲である遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識であって、議定書締約国の提供法令に従って自ら取得した遺伝資源を範囲とし。対象にならないものの例としては、議定書締約国から自ら遺伝資源を取得しない場合等報告要件に該当しない場合、核酸の塩基配列等の遺伝資源に関する情報、人工合成核酸、遺伝の機能的単位を有しない生化学的化合物（派生物）、ヒトの遺伝資源、議定書が日本国について効力を生ずる日前に提供国から取得されたもの、一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源出会って、遺伝資源の利用を目的とせず購入されたもの（コモディティ）、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR-FA）が適用されるもの

注意すべき点としては、指針の適用範囲は、指針に基づく利用の報告の対象となるかどうかに関わるものであり、その範囲を超える提供国法令を遵守する必要がない、ということではない。提供国で遺伝資源を取得する際は、指針における適用範囲とは関係なく、提供国が定める適用範囲に従い、法令を遵守する必要がある。

3. 名古屋議定書国内発効後の研究者が行わなければならない対応

海外での遺伝資源の採取及びその持ち出し、海外市場での購入も含まれます。また、海外から留学生からの持ち込みも必要な持ち出し許可が必要な場合があります。すでに、海外から遺伝資源の取得する研究者に関しては、提供国の関連法令に注意し、法規制が改定することもあります。また、機関間の共同研究契約書として MOU/MOA を締結し、素材移転契約 MTA を交わすことを奨励します。将来的には国際遵守証明書 IRCC が普及することが予測されますが、現時点では、IRCC は必須ではありません。掲載されましたら、ABS 指針に沿って環境大臣に報告ください。

海外からの遺伝資源の取得と利用を行うときに必要な項目は次の 3 項目に分類されます。ABS 指針の遵守、提供国の法令・契約遵守・条約への対応、生物多様性条約以外の遺伝資源移転に係る法令等の対応である。

ABS 指針に関しては、すでに、前項で説明したごとく、ABS クリアリングハウスへの IRCC 掲載者は環境大臣への報告などの対応をお願いしたい。提供国の法令及び生物多様性条約の概念を理解した行動が必要である。

具体的には相手国にカウンターパートをたて、アクセスと利益配分に関する MAT 条項が記載された MOU/MOA を結び、実際の遺伝資源の移転の際には、素材移転契約を結ぶ。研究許可、アクセス許可、持

ち出し許可などのPIC取得など提供国の政府当局への許可はカウンターパートの協力及び場合によっては全面的に取得に関して行ってもらえるなどの形がある。

4. まとめ

要点は、

海外からの遺伝資源を日本に入れるためには、提供国の法令を守り、また、生物多様性条約の概念を理解し行動を行わなければならない。日本が名古屋議定書の締約国に2017年8月20日となり、この日引き続き、提供国の法令を遵守し、生物多様性条約の概念を理解した行動を行うことが必要である。

国会において7年もかかったという声も出ていたが、日本国内の実状にあった方式であり、よくぞ、まとまった思いである。

名古屋議定書の日本及び各国の実施により、提供国の手続きが明確にある。また、国際的なお墨付きである、国際遵守証明書IRCCが将来的に普及し、ABS指針による手続きにより我が国の適法取得が明確になる。これらにより、遺伝資源の円滑な利用が促進されると期待される。我が国の国内措置であるABS指針は、範囲は明確、過度な負担はない。また、2017年8月20日以降に我が国に入った遺伝資源に限られ、遡及はない。

他の国の利用国措置に比べ、範囲が明確、利用者にとって負担の少ない国内措置が出来上がったと思う。提供国の法令の遵守が不十分で、海外から、日本の名古屋議定書の国内措置を厳しくすることの声が出ないように、自主的な取り組みが必要である。

提供国の法規制を遵守しまた、生物多様性条約の基本概念を理解し行動を行っていただきたい。また、我々は大学の体制構築支援を目的として、大学体制構築ハンドブックを公開している(www.idenshigen.jp)。参考になれば幸いである。

研究者が行わなければならない対応

海外からの遺伝資源取得と利用に必要な項目

1. ABS指針の遵守

- 1) 国際遵守証明書掲載者の環境大臣への報告
- 2) 5年後のモニタリングの対応
- 3) ABS指針の範囲の提供国からの申し出の対応

2. 提供国の法規制遵守、条約への対応

- 1) 提供国の法規制に従い必要な許可を得て、遺伝資源を取得し契約(MAT)に従い遺伝資源の利用を行う
- 2) 生物多様性条約の概念(事前同意、利益配分、先住民対応)に従い、共同研究者と契約の下、リスクマネジメントを行い活動を行う

3. 生物多様性条約以外の遺伝資源移転に関係する法規制等の対応

例：植物防疫法、ワシントン条約、ITPGRFAなど

9

大学体制構築支援

体制構築ワーキンググループ：

- ・東京海洋大学 ・三重大学
- ・京都大学 ・岐阜大学
- ・名古屋大学 ・金沢大学(他)

名古屋議定書に関する大学等における体制構築ハンドブック

ナショナルバイオリソースプロジェクト 情報整備プログラム 公開版 2017/05/18 名古屋議定書に関する 大学等における体制構築 ハンドブック 2017年5月18日 ABS 学術対策チーム	名古屋議定書に関する大学等における体制構築ハンドブック 目次 www.idenshigen.jp より、ダウンロード可能 はじめに 第1章 生物多様性条約、名古屋議定書、国内措置（指針）の概要 第2章 大学等が取り組むべき体制について 2-1 指針も含めた名古屋議定書実施対応 2-2 大学等が行うべき対応・取組 2-3 担当部署・担当者の明確化 2-4 現状把握 2-5 機関内プロセス・ルール作り 2-6 機関内周知 第3章 各機関の事例 3-1 岐阜大学の取り組み 3-2 東京海洋大学の取り組み 3-3 三重大学の取り組み 第4章 参考資料 4-1 遺伝資源取得事例 4-2 アンケート案 4-3 啓発用ポスター 4-4 関連サイト情報 謝辞
---	---

対応項目説明

岐阜大学、
東京海洋大、
三重大学の取
り組みを紹介

バージョンアップで、より具体的な項目を足す予定